2023年5月26日

関係各位

一般社団法人　日本総合健診医学会

日本呼吸器学会「ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について（2023年5月17日）と「総合健診施設における対応の手引きQ＆A（2023年5月16日）」の相違点について

一般社団法人日本呼吸器学会が「ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について（2023年5月17日）」を新たに公表されました。冒頭に「慢性呼吸器疾患はCOVID-19の重症化リスクでもあり、早期発見と適切な治療介入が望まれます。また術前の呼吸機能検査は麻酔および手術実施の可否の判断や術後肺合併症のリスク評価に重要であり、従前のように積極的な呼吸機能検査の実施を検討してください。」と呼吸機能検査の実施を提唱しています。また、前回までの文書になかった下記の具体的な制限期間を示しています。

COVID-19感染症が疑われる臨床所見を認めない場合においても、以下の場合は検査の延期を考慮してください。

1. COVID-19感染者と接触歴を有する場合、曝露後5日間の延期
2. COVID-19感染歴を有する場合、診断後14日間、もしくは隔離解除後7日まで延期
3. COVID-19感染歴を有する著しい免疫不全者の場合、診断後20日間、もしくは隔離解除後7日まで延期

健診８団体が公表した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について（2023年5月8日）」では、呼吸機能検査について「日本呼吸器学会の提言を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。」としています。　また、当学会が2023年5月16日に公表した「総合健診施設における対応の手引き　Q＆A」でも、Q6-3にて同様の回答を掲載していますが、今回の文書も参考欄に追加記載いたします。なお、日本呼吸器学会が示した制限期間と当学会がQ＆Aに示した感染者と接触者についての受診推奨期間に異なる部分がありますので、呼吸機能検査の実施に際しては以下の点にご注意ください。また、検査室のエアロゾル対策については当学会Q＆AのQ3-3とQ3-4をご参照ください。

1. 接触者の取り扱いについて

接触者については呼吸器学会の制限期間が暴露後５日間と短く設定されていますが、当学会のQ＆Aの推奨に準じていただいている場合は、特別な事情がない限り変更の必要はないと考えます。

呼吸器学会では、曝露後5日間の延期としていますが、総合健診医学会のQ＆Aでは、厚生労働省からの情報をもとに同居人を想定していますが、適切な感染症対策を講じた日から７日間（できれば10日間）症状なく経過するまでの間の受診を控えていただくようお願いしています。５類感染症に移行したため、「濃厚接触者」という法律上の規定はなくなりましたが、厚生労働省がWEB上で示している「新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について　新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Ｑ４：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？（<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>）を参照して定めたものです。この中に、「ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。　その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を０日として、特に５日間はご自身の体調に注意してください。７日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。」と記載されています。同居者は感染率が高く、感染しても無症状の場合もあることから、安全性に配慮した結果、接触者（同居者を基本としています）については当学会のQ＆Aの方が長期間に渡り受診を控えていただくようお願いしています。　当学会Q&AのＱ8-４、5をご参照ください。

接触者の受診をお断わりする制限期間の違いについて



　　　　　接触者が発症（感染あるいは抗原またはPCR検査の陽性化）する可能性のある期間

　　　　　　受診をお断りする期間　　受診を控えていただく期間　　受診可能期間

呼吸器：日本呼吸器学会　　ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について（2023年5月17日）

総健診：日本総合健診医学会　総合健診施設における対応の手引き　Q＆A（2023年5月16日）

1. 感染者の取り扱いについて

感染者の制限期間については、下記のように日本呼吸器学会の示す期間が14日間と当学会のQ&Aよりも長いことを踏まえて、各施設の受診基準を設定していただくようお願いいたします。

呼吸器学会では、診断後14日間、もしくは隔離解除後7日まで延期としています。呼吸機能検査ではエアロゾルの発生源対策が難しいことから、厳しい制限を残したと思われます。

総合健診医学会では、厚生労働省からの情報をもとに、①社会的な配慮による案として、発症後５日間が経過するまで（可能であれば、10日間経過するまで）、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間。②ウイルス学的安全性優先する案として、発症後10日間が経過するまで、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間。と2つの推奨案を作りました。

厚生労働省は、外出を控えることが推奨される期間（2023年5月8日以降）として、個人の判断としつつ、新型コロナウイルス感染者は発症後（発症日を０日目）とし５日間経過し、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快してから２４時間程度が経過するまでは外出を控える。無症状の場合は検体採取日を0日とし、5日間経過するまで外出を控えるとしています。これらの推奨期間は重症化リスクの小さい社会生活の中での社会復帰を目指した対策と考えられます。

総合健診医学会では、厚生労働省がWEB上で示している「新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について　新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について、にあるQ1、Q2　を参照して、上記の２つの推奨案①②を作成しました。　（<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>）

Ｑ１（抜粋）：新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

　発症２日前から発症後７～１０日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。発症後３日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、５日間経過後は大きく減少することから、特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

Ｑ２（抜粋）：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

　外出を控えることが推奨される期間：特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を０日目として５日間は外出を控えること、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。周りの方への配慮として、１０日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。詳細は当学会Q&AのQ8-1～3をご参照ください。

感染者の受診をお断りする制限期間の違いについて



　他人に感染させるリスクが高い期間　　感染性のウイルスを排出している期間

　受診をお断りする期間　　受診を控えていただく期間　　受診可能期間

呼吸器：日本呼吸器学会　　ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について（2023年5月17日）

総健診：日本総合健診医学会　総合健診施設における対応の手引き　Q＆A（2023年5月16日

参考

一般社団法人　日本呼吸器学会　ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について　2023年5月17日　<https://www.jrs.or.jp/covid19/file/0dea8364c5804ba32bdf6772186342b48d1cebc0.pdf>

一般社団法人　日本総合健診医学会　他健診８団体健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について　2023年5月8日　<https://jhep.jp/jhep/sisetu/pdf/coronavirus_40.pdf>

一般社団法人　日本総合健診医学会 健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について 総合健診施設における対応の手引き Q＆A 2023年5月16日 <https://jhep.jp/jhep/sisetu/pdf/coronavirus_42.pdf>